

神奈川県消費者被害救済委員会関連規程抜粋

○附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年 3 月 28 日条例第 5 号）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表（第 2 条関係）

附属機関の 属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	神奈川県消費者被害救済委員会	神奈川県消費生活条例（昭和 55 年神奈川県条例第 1 号）に基づき、消費者の被害に係る紛争に関しあつせん及び調停を行うとともに、消費者の被害に係る訴訟費用等の援助に関する事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	9 人以内

○神奈川県消費生活条例（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 1 号）

（被害の救済の申出等）

第 22 条 知事は、消費者から消費生活上の被害の救済について申出があつたときは、当該被害の速やかな救済のために必要な助言、あつせんその他の措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその他必要な調査を行うことができる。

（消費者被害救済委員会のあつせん等）

第 23 条 知事は、前条第 1 項の規定による申出に係る被害のうち、その被害の内容が県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものがあるときは、その被害に係る紛争を公正かつ迅速に解決するため、神奈川県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）のあつせん又は調停に付することができる。

2 知事は、委員会のあつせん又は調停に付された紛争のうち、特に必要があると認めるものの委員会におけるあつせん又は調停の経過及び結果を県民に明らかにするものとする。

（訴訟の援助）

第 24 条 県は、消費生活上の被害を受けた消費者が事業者に対して訴訟を提起しようとする場合において、その訴訟が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであるときは、その訴訟に要する費用の貸付け、弁護士のあつせん等必要な援助を行うものとする。

(1) 同一又は同種の被害が、多数発生し、又は発生するおそれがあること。

(2) 訴訟に要する費用が、その訴訟に係る被害額を超え、又は超えるおそれがあること。

(3) 委員会のあつせん又は調停によつて被害を救済できないこと。

(4) その他規則で定める要件に該当すること。

2 知事は、前項の援助を行おうとするときは、委員会の意見を聴くものとする。

○神奈川県消費者被害救済委員会規則（昭和 55 年 6 月 20 日規則第 81 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）により設置された神奈川県消費者被害救済委員会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 神奈川県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）は、神奈川県消費生活条例（昭和 55 年神奈川県条例第 1 号）に基づき、消費者の被害に係る紛争に関しあつせん及び調停を行うとともに、消費者の被害に係る訴訟費用等の援助に関する事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。

（委員）

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める定数の範囲内において、知事が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 5 人

(2) 消費者 2 人

(3) 事業者（事業者が組織する団体の長その他の役員を含む。） 2 人

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議においては、会長が議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、あつせん、調停等を行うため必要があるときは、あつせん部会、調停部会その他の部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合において、調停部会に属すべき委員は、学識経験を有する委員（第3条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員をいう。）のうちから指名しなければならない。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第6条の2 専門的事項に係る紛争のあつせん、調停等を行うため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、製造物に関する科学又は技術について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項に係る紛争のあつせん、調停等が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、委員会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(あつせん又は調停の開始)

第7条 委員会（あつせん又は調停を部会が行う場合にあつては、当該部会。次条、第9条及び第10条第1項において同じ。）は、あつせん又は調停を開始しようとするときは、当事者にその旨を通知するものとする。

(当事者の出頭)

第8条 委員会は、あつせん又は調停を行うため必要があるときは、当事者に出頭を求めることができる。

(関係者等の出席要求)

第9条 委員会は、あつせん又は調停を行うため必要があるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(あつせん又は調停の打ち切り等)

第10条 委員会は、あつせん又は調停に付された紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あつせん又は調停を打ち切ることができる。

(1) 当事者間にあつせんが成立する見込みがないとき又は当事者が調停案を受諾する見込みがないとき。

(2) 委員会が指定した期限までに、当事者から調停案を受諾しない旨の申出があつたと

き又は受諾する旨の申出がなかつたとき。

(3) 訴えの提起がなされたとき。

(4) その他あつせん又は調停を行ううえにおいて困難な事情が生じたとき。

2 部会は、前項の規定によりあつせん又は調停を打ち切つたときは、速やかにその経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(あつせん又は調停の終了等)

第 11 条 部会は、当事者間にあつせんが成立し、又は当事者が調停案を受諾したときは、速やかにその経過及び結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、当事者間にあつせんが成立し、若しくは当事者が調停案を受諾したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、当該あつせん又は調停を終了する。

3 委員会は、前条第 1 項の規定によりあつせん若しくは調停を打ち切つたとき又は同条第 2 項の規定による報告を受けたときは、当該あつせん又は調停を終了することができる。

(あつせん又は調停の終了の通知)

第 12 条 委員会は、前条第 3 項の規定によりあつせん又は調停を終了したときは、その旨当事者に通知するものとする。

(知事への報告)

第 13 条 委員会は、あつせん又は調停が終了したときは、速やかにその経過及び結果を知事に報告するものとする。

(庶務)

第 14 条 委員会の庶務は、くらし安全防災局くらし安全部消費生活課において処理する。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

○神奈川県消費者被害救済委員会の付託基準

神奈川県消費生活条例第 23 条に基づく神奈川県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）のあつせん又は調停に付する紛争は、被害の原因が次のいずれかであるか又はその疑いのあるものとする。ただし、当該紛争が、他の法令に基づく紛争処理機関若しくは裁判所で処理中又は紛争中のもの、又は被害救済の申出者が委員会への付託を望まないものはこの限りでない。

- 1 物資等の欠陥によるもの（製造物責任法における「製造物の欠陥」を含む。）。
- 2 適正でない表示によるもの。
- 3 違法又は不当な役務の提供によるもの。

- 4 広告、申込の誘引、契約の締結・履行・解除等に関し、事業者の違法又は不当な行為によるもの。
- 5 不当な取引制限、不公正な取引方法、買占め・売惜しみ等によるもの。
- 6 新たに開発された物資又は通常の販売方法と著しく異なる方法等による異例なもの。
- 7 その他上記1から6に準ずるもの。